

昭和四十年政令第一百五十九号

内閣は、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項並びに第八条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条** 近畿圏整備法（以下「法」という。）第

二条第三項の政令で定める市街地の区域は、大

阪市の区域及び別表に掲げる区域とする。

（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設）

第二条 法第八条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる施設のうち、交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるもの

イ 道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）の規定による道路

ロ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道施設又は鉄道事業法（昭和六十二年法律第九十二号）若しくは軌道法（大正十年法律第七十六号）の規定による鉄道事業の用に供する施設若しくは

ハ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港湾

二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号）の規定による漁港

ホ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）の規定による空港

ヘ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第二百三十六号）の規定による一般自動車ターミナル

ト 日本郵便株式会社又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設

二 次に掲げる施設のうち、国土の保全上重要な又は水資源の総合的な開発及び利用のため広域的に整備する必要があるもの

イ 河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）の規定による河川

ロ 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）の規定による海岸保全施設

ハ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の規定による砂防設備

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の規定による地すべり防止施設

ホ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定による保安施設

ト 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）の規定による土地改良事業により新設又は変更されるかんがい排水施設

チ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）の規定による工業用水道

ト 水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）の規定による水道

イ 工業用地

ト 住宅用地及び公営住宅、独立行政法人都市再生機構が建設する住宅その他の一団地の住宅

ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の規定による下水道

ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設

ホ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の規定による都市公園

ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病院、国立研究開発法人国立医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人国立大学法人（平成十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの

ト 学校教育法（昭和二十二年法律第二百六号）第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校である大学又は高等専門学校

チ 図書館法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による公立図書館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の規定による公立博物館その他の社会教育又は文化活動のための施設で国又は地方公共団体が設置するもの

リ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定による職業訓練施設

ヌ 自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十号）の規定による公園計画に係る施設

ル 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により指定された文化財の保存のための施設

ワ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定による社会福祉事業の用に供する施設で国、地方公共団体又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人が設置するもの

カ 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の規定による中央卸売市場

ト 第一条 この政令は、昭和六〇年四月一日から施行する。

第一條 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年九月二七日政令第二号）抄

第一条 この政令は、職業訓練法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六〇年三月一五日）から施行する。

附 則 （昭和六二年三月二〇日政令第五号）抄

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年五月二八日政令第一六五号）抄

第一条 この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年八月一八日政令第二五六号）抄

第一条 この政令は、都市基盤整備公团法（以下「公团法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年九月二〇日政令第二七六号）抄

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三二号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （昭和五六年一月一七日政令第三二一号）

第一条 この政令は、外貿埠頭公團の解散及び業務の承継に関する法律の施行の日（昭和五十七年三月三十一日）から施行する。

附 則 （昭和五九年六月三〇日政令第二三九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年三月一五日政令第三一号）抄

第一条 この政令は、昭和六〇年三月一五日から施行する。

附 則 （昭和六〇年九月二七日政令第二号）抄

第一条 この政令は、昭和六〇年九月二七日から施行する。

附 則 （昭和六二年三月二〇日政令第五号）抄

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年五月二八日政令第一六五号）抄

第一条 この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年八月一八日政令第二五六号）抄

第一条 この政令は、都市基盤整備公团法（以下「公团法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年九月二〇日政令第二七六号）抄

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三二号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。



市守 口	町、東分木町、今道町、粟田口華頂 町、東町、粟田口三条坊町、谷川町、 祇園町北側、祇園町南側、林下町、五 条橋東六丁目、白糸町、清水三丁目、 下河原町、南町、鷺尾町、金園町、八 坂上町、桝屋町、清閑寺下山町、清閑 寺池田町、清閑寺山ノ内町、今熊野泉 山町、泉涌寺山内町、本町十五丁目、 今熊野阿弥陀ヶ峯町、本町十七丁目、 本町十八丁目、本町十六丁目、今熊野 劍ノ宮町、今熊野南日吉町、東瓦町、 今熊野日吉町及び今熊野北日吉町の区 域のうち国土交通大臣が定める区域
八雲南、八雲旧南十番、八雲旧北十 番、八雲旧八番、八雲旧下島、大庭七 番、大庭、大日、佐太、大日旧大庭六 番、大日旧大庭四番、大日旧大庭三 番、佐太旧大庭五番、佐太旧大庭二 番、佐太旧大庭一番、佐太西町二丁 目、佐太中町四丁目から七丁目まで、 佐太東町一丁目及び二丁目、金田、金 田町一丁目から六丁目まで、梶、梶 町一丁目から四丁目まで、北、大久保 町、東分木町、今道町、粟田口華頂 町、東町、粟田口三条坊町、谷川町、 祇園町北側、祇園町南側、林下町、五 条橋東六丁目、白糸町、清水三丁目、 下河原町、南町、鷺尾町、金園町、八 坂上町、桝屋町、清閑寺下山町、清閑 寺池田町、清閑寺山ノ内町、今熊野泉 山町、泉涌寺山内町、本町十五丁目、 今熊野阿弥陀ヶ峯町、本町十七丁目、 本町十八丁目、本町十六丁目、今熊野 劍ノ宮町、今熊野南日吉町、東瓦町、 今熊野日吉町及び今熊野北日吉町の区 域のうち国土交通大臣が定める区域	

市 神 戸	堺 市	市 布 施
左京区岡崎入江町、岡崎東天王町、岡 崎天王町、岡崎法勝寺町、岡崎成勝寺 町、岡崎最勝寺町、岡崎西天王町、岡 崎成町、岡崎円勝寺町、岡崎南御所 町、岡崎北御所町、聖護院円頓美町、 聖護院山王町、東門前町、北門前町、 南門前町、栗田口鳥居町、永觀堂西 土寺馬場町、淨土寺下南田町、淨 町、鹿ヶ谷高岸町、鹿ヶ谷上宮ノ前 町、鹿ヶ谷法然院西町、銀閣寺前町、 淨土寺上南田町、淨土寺下南田町、淨 山寺馬場町、淨土寺東田町、淨土寺石 橋町、北白川上池田町、北白川東久保 町、北白川大堂町、北白川上別当町 及び北白川下別当町の区域並びに同区 南禪寺北ノ坊町、南禪寺下河原町、南 禪寺草川町、南禪寺福地町、若王子 町、鹿ヶ谷宮ノ前町、鹿ヶ谷下宮ノ前 町、鹿ヶ谷桜谷町、鹿ヶ谷法然院町、 銀閣寺町、淨土寺南田町、北白川仕伏 町、北白川下池田町、北白川上終町、 北白川丸山町、北白川山田町及び北白 川山ノ元町の区域のうち国土交通大臣 が定める区域	長瀬川左岸線と日本国有鉄道東海道本 線、府道大阪八尾線、八尾市との境界 線、府道堺布施豊中線、府道大阪枚岡 奈良線及び長瀬川左岸線を経て起点に 至る線で囲まれた区域（日本国有鉄道 東海道本線貨物支線から大阪市との境 界線に移るには、その最初の交会点か ら移るものとする。）	一丁目及び三丁目、東、藤田、藤田町、 町、東町下小名田、八多町上小名田、八 田東通、藤田東中央通、藤田小金通、 藤田大藏通、藤田桜通、淀川河川区域 並びに一般国道百六十三号線以南を除 く区域

市 芦 屋	市 西 宮	市 尼 崎	市 堺
兵庫区の区域のうち平野町、烏原村、 石井村、清水町（国土交通大臣が定め る区域を除く）、鵠越筋、里山町、天 王町三丁目及び四丁目、有馬町、有野 町二郎、有野町有野、有野町唐櫃、山 田町上谷上、山田町下谷上、山田町原 野、山田町福地、山田町中、山田町東 下、山田町西下、山田町衝原、山田町 小河、山田町坂本、山田町藍那、山田 町小部、山田町与左衛門新田、道場町 生野、道場町塩田、道場町道場、道場 町	京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域	京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域 （国土交通大臣が定める区域を除く。） を除く区域	町日下部、道場町平田、八多町中、八 多町下小名田、八多町上小名田、八 田市原、長尾町上津、長尾町宅原、淡 河町神田、淡河町野瀬、淡河町神影、 淡河町中山、淡河町東畑、淡河町北 畑、淡河町行原、淡河町木津、淡河町 北僧尾、淡河町南僧尾、淡河町萩原、淡 河町淡河並びに淡河町勝雄の区域を 除く区域

備考	この表に掲げる区域は、京都市及び 他の市については昭和四十年四月一日、そ の他の市については昭和四十年五月十五日 における行政区画その他の区域又は道路、河川 若しくは鉄道によつて表示されたものとする。	この表に掲げる区域は、京都市及び 他の市については昭和四十年四月一日、そ の他の市については昭和四十年五月十五日 における行政区画その他の区域又は道路、河川 若しくは鉄道によつて表示されたものとする。	町日下部、道場町平田、八多町中、八 多町下小名田、八多町上小名田、八 田市原、長尾町上津、長尾町宅原、淡 河町神田、淡河町野瀬、淡河町神影、 淡河町中山、淡河町東畑、淡河町北 畑、淡河町行原、淡河町木津、淡河町 北僧尾、淡河町南僧尾、淡河町萩原、淡 河町淡河並びに淡河町勝雄の区域を 除く区域
京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域	京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域 （国土交通大臣が定める区域を除く。） を除く区域	京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域 （国土交通大臣が定める区域を除く。） を除く区域	町日下部、道場町平田、八多町中、八 多町下小名田、八多町上小名田、八 田市原、長尾町上津、長尾町宅原、淡 河町神田、淡河町野瀬、淡河町神影、 淡河町中山、淡河町東畑、淡河町北 畑、淡河町行原、淡河町木津、淡河町 北僧尾、淡河町南僧尾、淡河町萩原、淡 河町淡河並びに淡河町勝雄の区域を 除く区域